

第25回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年1月12日（火）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（敬称略）

松田亨（委員長）、板倉雄一、高畠栄一、田村洋子、三木隆、吉水ちひろ、和田晋一、岡本貴幸、林潤

(2) 事務担当者

可知民事首席書記官、朱宮民事訟廷管理官、齊藤地裁事務局長、竹内地裁事務局長次長、三谷地裁総務課長、海住家裁総務課長、諏訪家裁総務課課長補佐、東地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「民事事件における個人情報保護の実情と課題について」の説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日

平成28年7月11日（月）午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ

犯罪被害者保護制度について

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，●：事務担当者)

- ： 裁判を傍聴できることは知っていたが，民事事件記録を誰もが閲覧できることは知らなかった。
- 裁判を行う際に，氏名や住所が特定のために大事であることは分かった。D V事件の場合，住所に住民票上の住所や代理人事務所の住所を記載することがあるとのことだが，それでもやはり，女性の場合は，身元が分かってしまいそうで怖いと思うのではないかと思う。
- ： 10年ほど前に，団体の理事として訴訟を経験したことがあるが，その時は，相手のことを考えるよりも，団体を守るために出すべき証拠をいかに選択するかというやり方をしていた。その当時はそこまで個人情報には配慮してなかったように思う。
- ◎： インターネット社会になってから，個人情報保護についての意識が高まってきたのではないかと思う。紙ベースの時代には個人情報が漏れたとしてもそれほど拡散しなかったが，現在では，瞬時に拡散する可能性を持っており，いったん社会に出てしまうと消去することができない。
- ： 民事事件記録はどこまで遡って閲覧することができるのか。
- ： 事件が確定してから5年間は保存してあるので，その期間内については可能である。
- ： 訴訟の中で，自分に関する情報をどこまで出すべきなのかは，自分では判断できないので，代理人弁護士に判断してもらうことが必要な場合もあると思う。
- ◎： 弁護士業務として個人情報に絡む主張や証拠があるような相談を受けることはあるか。
- ： 高度な個人情報を扱うような相談を受けたことは今のところない。弁護士は，

原則として、誰もが民事事件記録を閲覧できることは分かっているが、日々の事件処理の中では、必ずしも十分には意識していないところである。どちらかと言えば、書面や証拠の写しを相手に渡すことになるので、相手を知るのは当然という意識がある。相手に知られたくないことは提出するのを止めておこうかということは考えるが、相手との関係、裁判所との関係だけを考えていて、第三者からの閲覧申請については意識していないところだと思う。

また、例えば交通事故に関する事件では、あまり秘密にすべき情報は少ないかもしれないが、不貞行為に基づく損害賠償請求のような名誉、プライバシーに関する訴訟の場合に、弁護士が秘密保護のために閲覧制限の申立てをしているかと言えば、DV事件はともかく一般事件においては、原告、被告双方とも、特に申立てをしていないことが多いような気がする。

ところで、閲覧制限の申立ては、どれくらいの件数があり、どのような事件類型で多いのか。閲覧制限の申立てをしなかったがために、情報が流出してトラブルになることがあるような場合、又は名誉、プライバシーに関する記録において情報が流出する可能性があるような場合、裁判所から代理人弁護士に申立てを促すような運用はないのか。

- ： 閲覧制限の申立てについては、多い、少ないという評価は別として、例えば金融機関の内部資料が証拠として出てくるケースや、知的財産に関わる企業秘密を扱うケース、また、男女間の紛争では、生々しいメールのやりとりや写真について申立てがあったことはある。

閲覧制限の申立てが無い場合に申立てを促すかどうかであるが、原則として促しはしていない。特に代理人弁護士が付いている事件については、裁判所から積極的に促しを行うことはしていない。例外的に、同種の訴訟が起こり、先行する事件には既に閲覧制限の申立てがされているのに、後行する事件には申立てがされていないようなケースで、明らかに失念していることがうかがわれ

る場合には、確認したケースがある。

- ： 裁判所に来て、開廷表を見たときに、不貞行為に基づく損害賠償請求事件という事件名や有名人の名前がたまに記載されていることに気付くことがある。いろいろなところから誰と誰が事件になっているか分かり得ることもあり、弁護士として個人情報扱う立場にある者としては、もっと閲覧制限の申立ての制度を利用しないといけないと感じた。
- ： 裁判を傍聴し、それを伝える側にいる者としては、あまりにも制限されては困る。そもそもの時点から第三者による記録の閲覧が可能になるのか。
- ◎： 訴状が相手に送られた段階から可能である。その後は、書証等も随時閲覧することができる。

裁判は原則として公開で行われるものだが、家庭裁判所の家事事件は原則非公開であるため、裁判所の許可したものだけ閲覧することができることになっている。個人的なものについては、基本的に見られたくないものであるし、相手方に対する場合でも閲覧の許可が必要となる。民事裁判と家事事件では原則と例外が逆になっている。

- ： 情報の管理の必要性は、DV事件は分かりやすいが、危険性が分からないもの、特に民暴関係の人が相手である時などは、これがなかなかはっきりしないことがある。そのような場合に最初から住所を出さないでおくことはできないのか。
- ◎： 申立ての段階で相談を受けている場合は、受付で事情を聴き、そのような事情があれば助言することはある。
- ： 基本的には、最初のアクションは当事者から起こしてもらわなければいけない。秘匿したいという申出があれば、適切な助言をすることや裁判官に相談して対応を考えるということができる。
- ： 自分が当事者になった場合を考えると、民事裁判における情報の扱われ方を

自分が理解した上で主体的に選んだことであれば、他の人に知られても比較的精神的ダメージは少ないが、後で知ったようなときはダメージが大きくなるように思う。本日説明を受けた基本原則は、裁判を始めるにあたり、どの時点で誰から説明を受けられるものか。

- ： 一定のカテゴリー、例えば、DV事件や犯罪者に対する損害賠償請求事件について、訴状の内容から住所を隠した方がいいのではないかと判断できる場合には、申立て段階から手続や方法を提示し、それを考えた上で裁判を進めていくことを勧めることがある。
- ◎： 家庭裁判所の家事事件であれば、申立書は相手方に送付されるので、記載してある住所が伝わることや、秘匿の手続についても説明するよう配慮をしているが、民事訴訟で扱う事件は、男女間だけのものではなく、お金の貸借の問題であることもあるので、全ての事件において説明をしているわけではない。また、公開の法廷で行う裁判と、非公開の調停手続、審判手続とは違う。紛争の形態によって手続のメニューが変わる。
- ： 明確なリスクがあるような事案に関しては、状況を見ながら当事者に対してマネジメントしているということになると思うが、後に問題になりやすい情報には何があるのか。
- ◎： 個人情報の中で一番配慮されるべきなのは住所である。
- ： 裁判は個人情報の宝庫であり、そのうちの何が秘匿すべき情報なのかについては、分かりやすい場合もあるが、結局その人にとって何が重要な情報であるかが大事であるので、典型的なケースにおいてはある程度類型化されているが、そうでない場合には、当事者から申し出があって初めて助言ができるということになる。
- ◎： プライバシーや個人情報のうち、人に知られたくない情報は本人にしか分からないものであるため、言っていないと裁判所としても気付くのは難し

い。民事裁判には当事者主義という原則があるので、当事者から言ってもらうことが必要である。

- ◎： 各委員の所属する団体等における個人情報の扱いはどうなっているのか。
- ： 私の所属する団体で扱う個人情報としては名簿がある。OBから現役まで、血液型や配偶者の名前まで記載されている。手帳になっているため、現役であれば見ることができるが、手帳の管理は自己責任となっており、それが怖い部分である。単年毎に作成しているが、回収はしていない。これまで大きな問題になったことはなかったが、本日の話を聴き、管理について規定を作った方が良いと感じた。
- ： 当会には情報管理要領がある。例えば処方箋をよく見てみると、薬の組み合わせによって、その人がどの病気に罹っているかが分かる。そういうものを持ち出せないようにシステム上の制約を遵守しなければ入手できないようになっている。また、福井県の場合は、患者の情報は、医師会の許可を得た診療所等からのアクセスであっても、必ず病院の許可がないと提供できないことになっている。

管理は特定の間人がパスワードを使用するが、そのパスワードは常に変えており、個人情報を持ち出せないようにしている。

- ： 自治会長をしているが、自治会長や民生委員等には、災害時のために、市から住民の情報が紙で交付される。しかし、自治会長が変わったとしても、この情報を市に返すことになっていない。また、情報共有の必要性と情報を出せないこととの関係で、どの情報をどの範囲に提供したらいいのか苦慮している。
- ： マスコミも伝える側として神経を使っている。20年前の紙面も社内ではデジタル化されており、データベースになっていて、名前や言葉を検索すると新聞記事や画像がヒットする。有料公開をすれば一つのビジネスになるところであるが、そこには20年間の犯罪に関する記事もあり、出していない。また、

全国版データベースサービスに当社の記事が提供されているが、犯罪に関する記事は人権への配慮から流さないようにしている。ただ、今はネット社会であるため、些細な事案でも世の中に出てしまうと広がってしまうのは防ぎようがないため、気を付けている。

- ： 検察庁は刑事事件記録を扱っているが、刑事事件記録には犯罪経歴など高度なプライバシーに関わる部分が記載されており、このような情報は、絶対他人には晒されたくない情報である。

他方、刑事事件記録は、刑事確定訴訟記録法により扱いが決められており、判決を受け確定した事件記録は原則閲覧することができるが、ただし、プライバシーに関わるもの等については閲覧を不許可にすることができるという仕組みになっている。

個人情報の取扱いについては、起訴状に被害者の氏名を記載するかという点に悩むこともある。最近ではLINE（ライン）等を使い、匿名の状態で脅迫が行われることがあり、被疑者が実は被害者の氏名を知らないというような事例もある。そのような場合には、起訴状に被害者の氏名を書くのかどうかという問題が生じることになる。被害者の特定が刑事訴訟の原則としてあるので、特定の方法として、氏名を出すか出さないか、出さないとしたら被害者を完全に特定するためにどのような情報を出すかというのが課題となっている。

- ◎： 検察庁は刑事事件を取り扱い、殺人や強姦のような生々しい状況が記録の中にあるのだからプライバシーの中身は高度なものになると思う。刑事事件に関する損害賠償請求事件を民事事件で行うことがあるが、そのときに一番しっかりしている証拠が刑事事件記録であるため、閲覧されることがある。

被告人に対してだけでなく、その周辺の関係者に対する損害賠償請求もあり得るが、弁護士として刑事事件記録の閲覧についてどのような感想を持っているか。

- ： 不起訴の場合はそれほど時間がかからないが，確定記録の場合はどうしても訴訟になって確定までに時間がかかるということがある。事案によっては事件があつてから4か月，5か月かかってしまうことがあり，民事事件の方も訴訟提起が遅れる場合があるが，基本的に福井においては早く開示していただいていると思う。
- ： 大学においては，学生の個人情報データベース化されている。適正管理のため，必要の範囲内で利用するよう注意している。例えば，学生の情報には担任のような立場の者だけがアクセスできることになっているが，教員が，授業案を制作するような時期は，教員の部屋に出入りする学生が，教員のパソコン画面で，学生の情報に触れてしまうことがあるため，制作する時期には注意喚起を促す文書も併せて入ってくるようになっている。日々の中で抜け落ちそうな点への配慮，工夫が必要である。
- 学生の方から自分の個人情報の管理についての問い合わせを受けた経験はないが，メールアドレスについては，利用目的を限定した上で，扱うようになっている。
- ： 個人情報を扱う中で特定個人情報が加わってきて，それに対してはできるだけの対策を取ろうと思うが，あまり過度に反応しすぎて思わぬ方向に進むのが怖いので，社員等に対しては，通常どおり向き合っていくことが必要であると言っている。
- ： 民事事件記録の閲覧制限申立て件数が少ないことについては，弁護士のせいもあるのではと痛感し，反省した。当事者は自分と相手方の個人的な紛争を第三者に開示されることを想定していないし，制度があることを伝えれば，まず100パーセント見られないようにしてほしいと思う。申立てが少ないのは，その部分の説明を怠っていることがあると思ったので，今後，説明をするように心がけたいと思う。

◎： 貴重なご意見ありがとうございました。